

国内電信級陸上特殊無線技士試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

法 規 12問 30分

法 規

〔1〕 無線局の予備免許が与えられるときに総務大臣から指定される事項はどれか。次のうちから選べ。

- 1 電波の型式及び周波数
- 2 無線局の目的
- 3 通信の相手方及び通信事項
- 4 免許の有効期間

〔4〕 総務大臣から無線従事者がその免許を取り消されることがあるのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 引き続き5年以上無線設備の操作を行わなかったとき。
- 2 日本の国籍を有しない者となったとき。
- 3 電波法に違反したとき。
- 4 免許証を失ったとき。

〔2〕 総務大臣が無線従事者の免許を与えないことができる者は、無線従事者の免許を取り消され、取消しの日からどれほどの期間を経過しないものか。次のうちから選べ。

- 1 3年
- 2 1年
- 3 5年
- 4 2年

〔5〕 免許人は、無線局の免許がその効力を失ったときは、当該効力を失った免許に係る免許記録の写し及び免許事項証明書をどうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 直ちに総務大臣に返納する。
- 2 破棄し、又はその効力がない旨が容易に識別できるように措置する。
- 3 2年間保管する。
- 4 3月以内に総務大臣に返納する。

〔3〕 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、その無線局に対してどのような処分を行うことができるか。次のうちから選べ。

- 1 周波数又は空中線電力の指定を変更する。
- 2 無線局の免許を取り消す。
- 3 臨時に電波の発射の停止を命ずる。
- 4 空中線の撤去を命ずる。

〔6〕 無線局の免許人は、無線従事者を選任し、又は解任したときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出る。
- 2 2週間以内にその旨を総務大臣に届け出る。
- 3 速やかに総務大臣の承認を受ける。
- 4 1箇月以内にその旨を総務大臣に報告する。

国内電信級陸上特殊無線技士試験問題

法 規

〔7〕 無線局を運用する場合においては、遭難通信を行う場合を除き、電波の型式及び周波数は、どの業務書類に記載又は記録されているところによらなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 無線局事項書の写し
- 2 無線局の免許の申請書の写し
- 3 無線従事者の免許証
- 4 免許記録

〔8〕 無線局がなるべく擬似空中線回路を使用しなければならないのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 工事設計書に記載した空中線を使用できないとき。
- 2 総務大臣の行う無線局の検査のために運用するとき。
- 3 他の無線局の通信に混信を与えるおそれがあるとき。
- 4 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。

〔9〕 一般通信方法における無線通信の原則として無線局運用規則に定める事項に該当するものはどれか。次のうちから選べ。

- 1 無線通信を行う場合においては、略符号以外の用語を使用してはならない。
- 2 無線通信は、長時間継続して行ってはならない。
- 3 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。
- 4 無線通信は、有線通信を利用することができないときに限り行うものとする。

〔10〕 無線局が相手局を呼び出そうとする場合（遭難通信等を行う場合を除く。）において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 現に通信を行っている他の無線局の通信に対する混信の程度を確かめてから呼出しを行う。
- 2 自局の行おうとする通信が急を要する内容のものであれば、直ちに呼出しを行う。
- 3 その通信が終了した後に呼出しを行う。
- 4 5分間以上待つて呼出しを行う。

〔11〕 モールス無線通信において、呼出しに使用した電波と同一の電波により通報を送信する場合に順次送信する事項のうちその送信を省略することができるものはどれか。次のうちから選べ。

- | | | |
|---|--------------|----|
| 1 | (1) 相手局の呼出符号 | 1回 |
| | (2) DE | 1回 |
| 2 | (1) 相手局の呼出符号 | 1回 |
| | (2) DE | 1回 |
| | (3) 自局の呼出符号 | 1回 |
| 3 | 相手局の呼出符号 | 1回 |
| 4 | (1) DE | 1回 |
| | (2) 自局の呼出符号 | 1回 |

〔12〕 「OSO」を前置した呼出しを受信した無線局は、応答する場合を除き、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 混信を与えるおそれのある電波の発射を停止して傍受する。
- 2 直ちに非常災害対策本部に通知する。
- 3 すべての電波の発射を停止する。
- 4 直ちに付近の無線局に通報する。